

買い注文

注文約定一覧 建玉一覧 株価照会・銘柄検索

ログアウト

商品・サービス ▼ MY PAGE 保有残高·□座管理 ▼ 入出金 ▼ 投資情報 ▼ レポート・セミナー ▼

株式取引 信用取引 米国株·中国株 投資信託 債券 FX 先物・オプション くりっく株365 金・プラチナ ロボアド iDeCo

MY PAGE > 商品・サービス一覧 > NISA (ニーサ: 少額投資非課税制度) > つみたてNISA

つみたてNISA



つみたてNISAとは、少額からの資産づくりをサポートしてくれる制度です。投資から得られた利益が非課税になる など、様々なメリットがあります。

NISA(少額投資非課税制度)

サイトマップ ヘルプ・お問合せ

NISA (一般NISA)

つみたてNISA

手数料と費用

つみたてNISAの申込み

取引の手順

つみたてNISA取扱ファンド

ジュニアNISA

勘定変更/金融機関変更/再開設

ロールオーバー

取引ルール・利用規定

お取引ガイド

つみたてNISAの申込み

つみたてNISAのポイント

積立で購入した投資信託の運用益が非課税に

積立で購入した投資信託の売却益や配当金が非課税で受け取れます。確定申告など面倒なお手続きは不要です。

年間40万円まで投資可能。最長で20年間非課税に

つみたてNISAの非課税投資枠は年間40万円まで。月々約33,000円の積立ができます。 積立での購入を行った年から最長で20年間、売却益や分配金が非課税で受け取れます。

対象商品が選びやすい

つみたてNISAは安定的な資産形成を目指せるよう国が定めた基準を満たした商品のみが対象です。長期の資産形成 に適した商品の中から選べるので、投資未経験者でも始めやすい制度です。

いつでも引き出し可能

定期預金や個人年金保険と異なり利用中の出金に制限等がなく、いつでも必要な分だけ引き出せるから、もしものと きも安心です。

こんな人に向いています







マネックス証券のつみたてNISA メリット

充実のラインアップ

マネックス証券のつみたてNISAでは、対象商品として届出されている投資信託の大部分である130本超を取扱い (2018年10月末現在)。お客様のニーズに応じて順次、取扱商品を拡大していく予定です。

少額からはじめられる

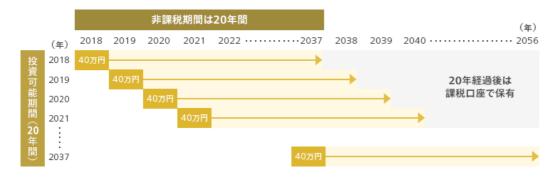
マネックス証券のつみたてNISAでは、月々100円の積立からお申込み可能。少額で資産形成をはじめることができます。

無料だから続けやすい

つみたてNISA対象の投資信託は、すべてが購入時・解約時の申込手数料0円です(※1)。加えてマネックス証券なら、銀行等の金融機関口座からから引落手数料0円で積み立てられる(※2)ほか、毎月一定額が自動でNISA口座に入金される「定期自動入金サービス」も入金手数料0円で利用できます。

- ※1 信託報酬等の費用は別途発生します。
- ※2銀行口座等からの引落による積立は月々1,000円からご利用いただけます。

非課税期間について



つみたてNISAの対象商品

つみたてNISAの対象となる投資信託は、安定的な資産形成を目指す、長期・積立・分散投資に適した商品となるよう、主に以下の法令上の条件が設けられています。

- ・ 信託契約期間が無期限または20年以上
- ・ 毎月分配型投信ではない (※1)
- ・ ノーロード(申込手数料なし)かつ保有期間中の費用も低水準
- ・ シンプルな商品設計 (※2)
- ※1分配金の頻度が1か月以下の期間で設定されていないこと
- ※2 デリバティブ取引による運用が行われてないこと(ヘッジ目的の場合を除く)

マネックス証券のつみたてNISA対象ファンドを見る(ファンド検索)

つみたてNISA対象ファンド一覧・選定基準

つみたてNISA 制度概要

対象者	日本にお住まいの20歳以上の方(口座を開設する年の1月1日現在) ただし、NISA(一般NISA)とつみたてNISA両方を選択することはできません
非課税対象	一定の投資信託への投資から得られる分配金や譲渡益
口座開設可能数	1人1口座(※1)
非課税投資枠	新規投資額で毎年40万円が上限(非課税投資枠は20年間で最大800万円)
非課税期間	最長20年間
投資可能期間	2018年~2037年
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 ○例えば公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすもの ・ 販売手数料はゼロ(ノーロード)

- ・ 信託報酬は一定水準以下
- ・ その顧客が過去1年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること
- ・ 信託契約期間が無期限または20年以上であること
- ・ 分配頻度が毎月でないこと
- ・ ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと

マネックス証券のつみたてNISA取扱商品

- ※1 NISA(一般NISA)とつみたてNISAは1年単位で変更することが可能です。
- ※2 NISA口座を開設する金融機関は1年単位で変更可能です。

つみたてNISA ご留意事項

NISA口座は1人1口座

NISA口座は1人1口座(1人1金融機関)となり、複数の金融機関にNISA口座を開設することは認められていません。金融機関を変更した場合等はこの限りではありませんが、各年においては1口座(1金融機関)でしか取引できません。

非課税枠を使用すると翌年まで金融機関変更できない

金融機関変更をしようとする年にすでに買付けを行っている場合、その年の金融機関変更は行えません。

NISA/つみたてNISAは選択制

NISA/つみたてNISAは選択制です。同一年に両方の適用を受けることはできません。NISA⇔つみたてNISAの変更を行う場合は原則として暦年単位です。

NISA⇔つみたてNISAの変更

非課税対象は新規で購入したもののみ

非課税扱いとなるのは、その年にNISA口座で新たに購入した場合のみです。特定口座や一般口座で購入したもの、他社で購入したものはNISA口座に移すことはできません。

NISA口座で発生した損失は税務上ないものとされる

NISA口座(つみたてNISA含む)およびジュニアNISA口座で発生した損失は、特定口座・一般口座で保有する商品の譲渡益や配当金等と損益通算できず、また繰越控除もできません。

特別分配金はもともと非課税

投資信託の分配金のうち、特別分配金については従来より非課税です。NISA/つみたてNISAを利用することによる 非課税メリットはありません。

非課税枠の再利用・繰越はできない

NISA口座で保有する上場株式等を売却しても非課税枠は復活しません。また、余った非課税枠を翌年以降に繰り越すこともできません。

投資信託の再投資は同一の勘定分のみ

分配金再投資コースにおける分配金は、その年に設定されている勘定と同じ勘定で保有する残高に対してのみ再投資が行われます(残り非課税投資枠が不足している場合は除く)。このため、例えばつみたてNISAをご選択いただいた年にNISAで購入した投資信託の分配金が発生しても再投資は行われず、分配金受取となります(当該分配金は非課税扱いです)。

つみたてNISAはロールオーバーできない

NISAからつみたてNISAへのロールオーバー、つみたてNISAからNISAへのロールオーバーはできません。

つみたてNISAをはじめるには

つみたてNISAのお取引は、NISA口座を開設するとご利用いただけます。

つみたてNISA

つみたてNISAの申込み

[口座開設・維持費は無料]

金融機関変更(一般NISA・つみたてNISAのみ)・再開設をしたいお客様

金融機関変更・再開設

NISA(つみたてNISA含む)、ジュニアNISAの口座開設およびお取引に関するご留意事項

■事前にマネックス証券の証券総合取引口座の開設が必要です。

■口座開設、勘定変更および金融機関変更について

NISA口座(つみたてNISA含む)

同一年(1月~12月)において、1人1口座(1金融機関)までの開設となり、NISA、つみたてNISAのどちらかをご選択いただきます。なお、同一年において両方の適用を受けることはできません。NISA、つみたてNISAの変更を行う場合は原則として暦年単位となります。金融機関変更を行った場合は複数の金融機関に複数の口座が並存しますが、同一年においては1口座(1金融機関)での買付けとなります。そのため、金融機関変更をしようとする年に既に買付けを行っている場合、その年の金融機関変更は行えません。また、金融機関変更において、NISA口座の残高を他の金融機関へ移管することはできません。金融機関変更については、下記をご参照ください。

- → NISAの勘定変更、金融機関変更・再開設等について
- ジュニアNISA口座(未成年者口座)および課税未成年者口座

ジュニアNISAの利用を申し込むと、「ジュニアNISA口座(未成年者口座)」と「課税未成年者口座」が開設されます。ジュニアNISA口座では、受け入れた上場株式等の譲渡益や配当金・分配金が非課税となります。課税未成年者口座では、非課税とはなりませんが、上場株式等への投資を行うことが可能です。

ジュニアNISA口座および課税未成年者口座の開設にあたっては、事前に親権者様(法定代理人)および未成年者ご本人様の証券総合取引口座の開設が必要です。また、マネックス証券では、当該親権者様のみがジュニアNISA口座および課税未成年者口座における運用管理者となることが可能です。同一年(1月~12月)において、1人1口座(1金融機関)までの開設となります。NISA口座と異なり、金融機関変更はできません。ただし、NISA口座と同様、口座廃止後の再開設は可能であり、この場合は別の金融機関へ再開設可能です。

■マネックス証券におけるNISA取扱商品

取扱商品は以下のとおりです。

信用取引、公社債投信、債券などは制度対象外です。また、NISA(つみたてNISA含む)およびジュニアNISAの預り証券は保証金代用証券の対象外です。 NISA

- 「国内上場株式など」(ETF、ETN、REITなどを含む)
- 「公募株式投資信託」(分配金再投資コースはNISA口座からの積立サービスに対応)
- 「外国株式」 (米国および中国の上場株式およびETF)
- ※ 国内上場商品には、単元未満株、新規公開株式、公募・売出株式の取扱いを含みます。
- ※ 名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所の上場商品は除きます。
- ※一部ETF等、取扱いのない銘柄がございます。

つみたてNISA

「公募株式投資信託」(国の定める一定の条件を満たした投資信託であり、つみたてNISAに係る積立契約(累積投資契約)に基づき、定期的かつ継続的な方法により買付を行うものに限る)

ジュニアNISA

ジュニアNISAの場合、ジュニアNISA口座と課税未成年者口座で取扱商品が異なります。

- 「国内上場株式など」(ETF、ETN、REITなどを含む)
- 「公募株式投資信託」(分配金再投資コースはジュニアNISA口座からの積立サービスに対応)

※ 国内上場商品には、単元未満株、新規公開株式、公募・売出株式の取扱いを含みます。ただし、新規公開株式、公募・売出株式は、ジュニアNISA口座のみの取扱いとなり、課税未成年者口座での取扱いはありません。

- ※ ジュニアNISA口座については、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所の上場商品は対象外です。
- ※一部ETF等、取扱いのない銘柄がございます。
- ※ 積立サービスは、ジュニアNISA口座のみの取扱いとなり、課税未成年者口座は対象外です。
- ※ ジュニアNISAにおける外国株式の取扱いについては未定です。

上記は2017年12月時点の情報となります。上記以外の商品の取扱いについては、決定次第ウェブサイト上でお知らせします。

■株式売買および株式売買手数料(国内株)についてのご注意

NISA口座(つみたてNISA含む)、ジュニアNISA口座、および課税未成年者口座では、トレーディングツールや携帯電話(フィーチャーフォン)からの発注には対応しておりません。

注文期限は、その他の理由で注文が失効とならない限り、年に関係なく引き継がれます。

NISA口座およびジュニアNISA口座における国内株式(単元未満株除く)の株式売買手数料は、2016年受渡分以降、無料です(インターネット売買手数料。単元未満株については有料となりますので上記ページにてご確認ください)。課税未成年者口座における国内株式の株式売買手数料は、証券総合取引口座における手数料コース選択に関係なく、「インターネット株式売買手数料」の「取引毎手数料コース」となります。また、「パソコン手数料」が適用されます(「携帯電話手数料」は適用されません)。

■配当金・分配金に関するご注意

NISA口座(つみたてNISA含む)およびジュニアNISA口座の上場株式の配当金等が非課税扱いとなるのは、証券会社で配当金等を受取る「株式数比例配分方式」を選択されている場合のみです。当社では、NISA口座(つみたてNISA含む)およびジュニアNISA口座をお持ちのお客様につきまして、口座開設後初めて上場株式のお預りが発生した際に、当方式をご選択いただくものとして「証券保管振替機構(ほふり)」へ通知をさせていただいております。ただし、他の証券会社における配当金受取方式のご選択状況によって、マネックス証券において「株式数比例配分方式」を選択できない場合や、「株式数比

→ 配当金受取方式について

なお、投資信託の分配金のうち特別分配金については従来より非課税であり、NISA制度により新しく非課税効果を享受できるものではありません。

例配分方式」以外の方式に変更となる場合があります。この場合、非課税扱いとなりませんので、ご注意ください。

■投資信託の分配金再投資コースについて

分配金の再投資買付は非課税枠を使用するため、使用済み非課税枠が年間の非課税枠(NISAは120万円、つみたてNISAは40万円、ジュニアNISAは80万円)に近い場合、非課税枠を超過する場合がございます。

この場合、再投資買付は不可となり、当社では、分配金再投資コースにてお買付いただいておりましても、当該分配金につきましてその勘定年は分配金受取となります(当該分配金は非課税扱いです)。課税口座(特定口座・一般口座)での再投資買付はされません。

勘定年が翌年扱いとなった時点で再投資買付を再開いたします。

また、NISA口座における分配金は、当年に設定されている勘定と同じ勘定で保有する残高に対してのみ再投資が行われます(残り非課税投資枠が不足している場合は除く)。このため、例えばつみたてNISAをご選択いただいた年にNISAで購入した投資信託の分配金が発生しても再投資は行われず、分配金受取となります(当該分配金は非課税扱いです)。

■外国株取引のご注意

- 外国株はNISA口座のみの取扱いとなります(つみたてNISAは対象外)。ジュニアNISA口座および課税未成年者口座における取扱いは未定です。
- 外国株取引口座およびNISA口座の開設が必要です。
- 外国株の非課税取引は、NISA口座ログイン後画面ではなく、外国株取引口座画面(および米国株取引口座画面)にてお取引いただけます。
- 事前に、証券総合取引口座から外国株取引口座へ日本円を振替えていただくことに加え、米国株取引においては、外国株取引口座における日本円から米ドルへの振替、また買付可能額(米ドル)の非課税取引への割当が必要となります。
- 外国株の非課税取引の際は、残り非課税投資枠を充分にご確認の上、ご注文ください。外国株取引にかかる非課税投資枠の更新は国内営業日1日1回のため、所定の優先順位により他商品の非課税取引が発注・約定され、外国株の非課税取引が課税扱いに変更されたり、注文中の注文が失効したりする場合があります。
- → 米国株取引ルール
- → 中国株取引ルール

■非課税枠の利用についてのご注意

年間の非課税枠は、NISAは120万円、つみたてNISAは40万円、ジュニアNISAは80万円までとなります。NISA口座(つみたてNISA含む)またはジュニア NISA口座にて新規にお買付いただく分が対象となります。他口座や他金融機関から移管することはできません。また、売却しても非課税枠は再利用できません。また、非課税枠の残額(未使用分)は翌年以降に繰り越せません。

■ NISA口座(つみたてNISA含む)およびジュニアNISA口座の損失は損益通算不可・繰越控除不可

NISA口座(つみたてNISA含む)およびジュニアNISA口座で発生した損失は、特定口座・一般口座で保有する商品の譲渡益や配当金等と損益通算できず、また繰越控除もできません。ただし、ジュニアNISAにおける課税未成年者口座で発生した損失については、損益通算が可能です。

■書面等のご提供方法(電子交付サービス)

NISA口座(つみたてNISA含む)、ジュニアNISA口座および課税未成年者口座に関する取引報告書や取引残高報告書等の書面は、すべて電子交付サービスでのご提供となります。

■マネックスポイントの取扱い

NISA口座(つみたてNISA含む) およびジュニアNISA口座におけるお取引等について、以下のポイントの付与・還元は行われません。

【株式】 日計り取引の片道手数料の還元および半額還元

【投資信託】 購入時の申込手数料および保有残高に応じた付与

→ マネックスポイント

■つみたてNISAに関するその他のご注意

• ロールオーバー不可

つみたてNISAは、NISAと異なり非課税期間終了後に次の非課税期間の非課税枠を使用すること(ロールオーバー)はできません。つみたてNISAの非課税期間である20年を経過した後はNISA口座から特定口座もしくは一般口座に払い出され、以降は課税扱いとなります。

- 信託報酬等の概算値の通知について
 - つみたてNISA に係る積立契約(累積投資契約)により買付けた投資信託については、原則として年1回、信託報酬等の概算値が通知されます。
- 基準経過日における氏名・住所の確認について

基準経過日(つみたてNISAにかかる積立契約(累積投資契約)により初めて投資信託を買付けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日をいいます)において、つみたてNISA利用者の氏名・住所を確認いたします。なお、基準経過日から1年を経過する日までに当該確認ができない場合には、つみたてNISAにかかる新たな買付(再投資含む)はできません。

■ジュニアNISAに関するその他のご注意

• 18歳までの払出し制限

その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは原則としてジュニアNISA口座および課税未成年者口座からの払出しはできません。契約不履行等事由による払出しがあった場合は、ジュニアNISA口座および課税未成年者口座が廃止され、また過去分についても非課税の取扱いがなかったものとみなされ、さかのぼって課税されます。

• 払出しの権限を有する者、成人になるまでの払出しの手続き

ジュニアNISA口座および課税未成年者口座内の資産は口座開設者本人に帰属します。そのため、払出しは口座開設者本人またはその法定代理人に限り行うことができます。

また、口座開設者本人が成人になるまでの払出しは、原則として口座開設者本人の同意が必要となります。そのため、口座開設者本人の同意、または口座開設者本人のために使われることを確認いたします。なお、払出しを行った資金を口座開設者本人以外の者が費消等した場合は、贈与税等の課税上の問題が生じる可能性があります。

ご資金の帰属について

ジュニアNISA口座および課税未成年者口座にてお預りする資金は、他の口座同様、口座開設者本人に帰属する資金に限ります。未成年者以外が資金を拠出する場合、当該資金は未成年者に贈与済みの資金であり、未成年者である口座開設者本人に帰属します。資金の帰属が異なる場合、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じる可能性があります。

• 課税未成年者口座における特定口座の取扱いについて 課税未成年者口座は、「一般口座」または「特定口座」のお取引となります。ただし、ジュニアNISA基準年(3月31日時点で18歳となる年)以降は、当 社では、「一般口座」のお取引に限らせていただきます。証券総合取引口座では、「特定口座」でお取引いただけます。

NISAおよびジュニアNISAにおける国内外上場有価証券取引に関する重要事項(手数料等税抜)

- 国内株式および国内ETF、REIT、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等(以下「国内株式等」)の売買では、株価等の価格の変動や発行者等の信用 状況の悪化等により元本損失が生じることがあります。また、国内ETF等の売買では、裏付けとなっている資産の株式相場、債券相場、金利水準、為替 相場、不動産相場、商品相場等(これらの指数を含む。)や評価額の変動により、元本損失が生じることがあります。NISA口座およびジュニアNISA口 座(未成年者口座)での国内株式等(単元未満株を除く)のインターネット売買手数料は無料です。課税未成年者口座での国内株式等(単元未満株を除 く)のインターネット売買手数料は、約定金額100万円以下のときは、成行で最大1,000円、指値で最大1,500円が、約定金額100万円超のときは、成行 で約定金額の0.1%、指値で約定金額の0.15%を乗じた額がかかります。単元未満株のインターネット売買手数料は、約定金額に対し0.5%(最低手数料 48円)を乗じた額がかかります。国内ETF等の売買では、保有期間に応じて信託報酬その他手数料がかかることがあります。国内株式等の新規公開、公 募・売出し、立会外分売では、購入対価をお支払いただきますが、取引手数料はかかりません。
- 国外株式および国外ETF、REIT、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等(以下「国外株式等」)の売買では、株価等の価格の変動、外国為替相場の変動等、または発行者等の信用状況の悪化等により元本損失が生じるおそれがあります。国外ETF等の売買では、裏付けとなっている資産の株式相場、債券相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等(これらの指数を含む。)や評価額の変動により、元本損失が生じることがあります。国外株式等の場合には、その国の政治的・経済的・社会的な環境の変化のために、元本損失が生じることがあります。また、国外株式等は、国内金融商品取引所に上場されている場合や国内で公募・売出しが行われた場合等を除き、日本の法令に基づく企業内容等の開示が行われておりませんので、取引を行うにあたっては十分にご留意ください。なお、外国為替相場の変動により、外貨お預り金の円換算価値が下がり、円ベースでの元本損失が生じることがあります。中国株式等の売買では、約定金額に対し0.25%(最低手数料45香港ドル、上限手数料450香港ドル)の売買手数料がかかります。また、中国ETF等の売買では、保有期間に応じて信託報酬その他手数料がかかることがあります。米国株式等の売買では、約定代金に対し0.45%(ただし最低手数料5米ドル、手数料上限20米ドル)の国内取引手数料がかかります。また、上記取引手数料のほか売却時のみ現地取引費用がかかります。現地取引費用は、市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等および手数料等の合計額等をあらかじめ表示することはできません。また、米国ETF等の売買では、保有期間に応じて信託報酬その他手数料がかかることがあります。その他、円貨お預り金と外貨お預り金の交換時に所定の為替手数料がかかります。
- お取引の際は、当社ウェブサイトに掲載の「上場有価証券等書面」「契約締結前交付書面」「リスク・手数料などの重要事項に関する説明」を必ずお読みください。

投資信託取引に関する重要事項

<リスク>

投資信託は、主に値動きのある有価証券、商品、不動産等を投資対象としています。投資信託の基準価額は、組み入れた有価証券、商品、不動産等の値動き等(組入商品が外貨建てである場合には為替相場の変動を含む)の影響により上下するため、これにより元本損失が生じることがあります。投資信託は、投資元本および分配金の保証された商品ではありません。

<手数料・費用等>

投資信託ご購入の際には、申込金額に対して最大3.5% (税込3.78%) を乗じた額の申込手数料がかかります。また、購入時または換金時に直接ご負担いただく費用として、申込受付日またはその翌営業日の基準価額に最大1.2%を乗じた額の信託財産留保額がかかります。さらに、投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、純資産総額に対して最大年率2.60% (税込 2.6824%) (概算)を乗じた額の信託報酬のほか、その他の費用がかかります。また、運用成績に応じた成功報酬等がかかる場合があります。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。手数料(費用)の合計額については、申込金額、保有期間等の各条件により異なりますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

<その他>

お取引の際は、当社ウェブサイトに掲載の「目論見書補完書面」「投資信託説明書(交付目論見書)」「リスク・手数料などの重要事項に関する説明」を必ずお読みください。

MY PAGE 保有残高・口座管理 入出金 投資情報 レポート・セミナー 商品・サービス

株式取引 信用取引 米国株・中国株 投資信託 債券 FX 先物・オプション くりっく株365 金・プラチナ ロボアド NISA iDeCo

マネックス証券株式会社

COPYRIGHT @ MONEX, Inc.

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

リスク・手数料などの重要事項